

【2025年安全衛生管理計画書・重点施策の要点】

2025年1月1日
安全・品質部

1 一労働者の安全確保一

1/4

重点施策	具体的な作業行動・作業目標等	ポイント
① 墜落・転落災害防止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◇5mを超える高さでは、フルハーネス型安全帯を使用 ◇開口部、作業床の端には、手すり・中棧・巾木を適正に設置し、墜落防止措置を実施 ◇組立ハウス建方・解体工事は、以下の墜落転落防止対策を実施 <ul style="list-style-type: none"> (1)スタンション、親綱、安全ネットの先行設置 (2)2F(3F)床及び屋根面への昇降は、昇降階段(足場)を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ◇フルハーネス型安全帯は特別教育が必要 ◇安全帯は2丁掛けが基本 ◇親綱ロープは1スパンに1名のみ ◇親綱ロープ、親綱支柱、安全ネットは使用前に必ず点検 ◇組立ハウスの建方・解体時には、スタンション、親綱・安全帯の使用を徹底
② 適正な足場の設置及び点検の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◇幅1m以上の箇所では原則本足場を使用 ◇足場の組立・変更・悪天候時には足場の点検と記録が必要 ◇足場作業開始前には足場の点検が必要 <ul style="list-style-type: none"> (1)事業者及び注文者は足場の点検者をあらかじめ指名 ※点検者は十分な知識と経験を有した者から指名 (2)足場の点検記録は点検結果に加え、点検者の氏名を記録保存 	<ul style="list-style-type: none"> ◇幅1m未満の箇所でも原則は本足場を使用 ◇組立・変更・悪天候時の点検者は事業者(足場使用者)及び注文者(設置者) ◇作業開始前の点検者は事業者(足場使用者) ◇足場点検は足場点検チェックリストを用いて実施 ◇足場の作業前点検はKY用紙点検を活用 ◇事業者は足場作業が終了するまで、設置者は足場解体するまで点検記録を保存
③ 建設機械・クレーン災害防止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◇重機作業は作業計画の作成が必要 ◇ユニック車・クレーン等の転倒防止対策を徹底 ◇作業範囲内の立入禁止措置、吊り荷の下への立入禁止の徹底 ◇玉掛者、クレーンオペは、3・3・3運動を徹底する (地切り30cm、3秒以上停止し確認、荷から3m離れる) ◇建設機械の移動は、フーム、アウトリガーを完全格納 	<ul style="list-style-type: none"> ◇車両系建設機械・移動式クレーン等により作業する場合は、事前に作業条件を確認し作業計画を作成 ◇転倒防止対策：鉄板の敷設、アウトリガーの完全張出し ◇立入禁止範囲の明確化、誘導員の配置 ◇建設機械の移動時には収納を確認

<p>① 作業手順の作成 及び周知徹底</p>	<p>◇指定危険作業は、作業計画・作業手順を作成し、関係者へ周知 また、指定危険作業については施工検討会を実施すること (1)鉄骨建方 (2)組ハ建方・解体 (3)足場組立・解体 (4)屋根・外壁工事 (5)石綿建材の解体・改修 ◇作業内容の変更時には、作業計画・手順の見直しを実施 ◇公衆災害防止対策の徹底 (1)公衆災害防止要綱の遵守は、元請事業者の責務 (2)周辺環境の事前調査を徹底し、安全・環境に配慮した計画を立案</p>	<p>◇作業計画・手順の作成は、職長の責務 ◇作業手順書は、要点を押さえた簡潔な内容で、作業効率、安全面を配慮して作成 ◇作業変更後の作業計画・手順の内容は改めて周知 ◇公衆災害防止対策のポイント ①仮設計画の立案 ②歩行者用通路の確保 ③荒天時の対応 ④資材の運搬 ⑤架空線等の近接作業等</p>
<p>② 不安全行動の排除</p>	<p>◇不安全行動は、[しない・させない・見逃さない] (1)全員参画による危険の洗い出しを行い、RKY 活動の活性化を図る (2)積極的に声掛けできる環境づくり(危険行動には直ぐに声掛け！) (3)指差呼称による再確認(安全意識のレベルを上げ、確認精度の向上を図る)</p>	<p>◇不安全行動とは、労働者本人又は関係者の安全を阻害する可能性のある行動を意図的に行う行為 ◇RKY 活動を形骸化させない工夫が必要 ◇作業員同士のコミュニケーションを図る ◇近道行動、省略行為の事故災害は防げる ◇作業所内の安全意識の高揚を図る</p>
<p>③ 安全の見える化</p>	<p>◇安全の見える化により、ヒューマンエラー防止 (1)危険性の見える化・・・危険性のある場所や作業ポイントの掲示等 (2)安全ルール見える化・・・作業手順、作業所ルールの掲示等 ◇転倒災害防止対策の徹底 (1)転倒危険個所の表示、(2)通路の段差の解消、(3)5S実施 (4)照明、手摺り、滑り止め設置、他</p>	<p>◇危険の見える化(主な具体例) ①危険箇所 ②作業内容 ③安全通路 ④熱中症 ⑤その他 ◇安全の見える化はハード面(機械・設備等)、ソフト面(作業手順・作業所ルール)の両面から取り組む ◇5Sとは、整理・整頓・清掃・清潔・躰 ◇高齢労働者を考慮した転倒防止対策</p>

<p>① 「4週8休」・「週休2日」の実現</p>	<p>◇「時間外労働の上限規制」への取り組み (1)[4週8休]・[週休2日]の実現から[4週8閉所]を目指す (2)適正な工期の確保 (3)IT・電子化による作業効率の向上を図り、作業時間の短縮化 (電子端末・アプリの効果的な活用、電子マネー、他) ◇法定労働時間を超える場合は36協定が必要</p>	<p>◇法定労働時間は、1日8時間かつ1週40時間（時間外労働の上限は、月45時間・年360時間となり、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることは出来ません） ◇客先の理解、協力業者の理解を得る ◇交代勤務等、祭日、連休、振休の活用 ◇IT化・電子化により無駄な作業の排除</p>
<p>② 適正な作業環境の確保</p>	<p>◇熱中症防止対策の徹底 (1)作業環境管理(WBGT値の活用、ミスト扇風機、製氷機、塩飴等) (2)作業管理(作業時間短縮、暑熱順化、作業所巡回等) (3)体調管理(日常の健康管理、朝礼時の体調チェック等) ※異常時には、躊躇せず、迅速な処置を行うこと ◇社会的、心理的、物理的に配慮した作業環境の確保 ◇働く高齢者が安全に働ける作業環境づくり</p>	<p>◇作業者の体調管理は事業主の責務 ◇異常時には、①一旦、作業を離れる、②直ぐに病院へ運ぶ、③病院へ運ぶまで1人きりにしない ◇社会的環境→非差別、非対立的、平穏等 ◇心理的環境→ストレスの軽減、やりがい等 ◇物理的環境→温度、湿度、照度、換気等 ◇働く高齢者の特性を考慮 ①健康管理 ②人員配置</p>
<p>③ 健康障害防止の徹底</p>	<p>◇解体・改修工事に対する規制強化 (1)解体・改修工事の対象となる全ての建材に対し事前調査が必要 (2)一定規模・金額の解体・改修工事は報告システムへ届け出 ◇化学物質による健康障害防止対策の強化 (2)化学物質を扱う事業者は、「化学物質管理者」を選任 (3)労働者に保護具を使用させる場合は、「保護具着用管理責任者」を作業場ごとに選任</p>	<p>◇事前調査者は、「石綿含有建材調査者」の資格が必要 ◇調査報告が必要な一定規模・金額とは、 ①床面積80㎡以上の建築物の解体工事 ②請負金額100万円以上の建築物の改修 ◇対象化学物質670物質→2900物質に増加 ◇「化学物質管理者」はリスクアセスメント結果に基づくばく露防止対策を実施 ◇「保護具着用管理責任者」は保護具の適正な選択・使用・保守管理を実施</p>

<p>① 店社安全管理者による指導</p>	<p>◇定期的な安全パトロールの実施(1回/月) ◇定期的な安全衛生協議会・安全大会の開催(1回/月) ◇発生した災害を3つの要因に分類して原因を追究し、再発防止を図り、同種の事故災害を未然に防ぐ (1)人的要因 (2)物的要因 (3)管理的要因 ◇作業所において安全衛生管理計画を周知し遵守させること</p>	<p>◇安全パトロールの実施の要点 ・自身の眼で ・現地現場を確認し ・不安全な状況を放置しない ◇協議会の議題は、労働災害防止、安全衛生事項を含めること ◇真の原因究明が真の再発防止につながる ◇軽微な災害でも速やかに報告 ◇安全衛生管理活動は作業所一丸で実施</p>
<p>② 協力業者事業主の責任ある安全管理</p>	<p>◇安全管理活動への積極的な参加 (1)安全衛生協議会 (2)安全パトロール (3)特別教育の実施 ◇送出し教育の実施→「送出し教育実施報告書」を作業所へ提出 ◇事業主は必ず職長を選任し、その職務を全うさせること ◇施工体制台帳の真正性確認(虚偽記載、偽装一人親方の禁止) ◇建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及促進</p>	<p>◇送出し教育は事業者の責務 ◇職長の職務 (適正な作業手順の作成、作業方法の意改善、作業員への指導監督、安全点検、異常時の措置、他) ◇一人親方の労災未加入者は入場禁止 ◇CCUSの技能者登録、事業者登録を推進</p>
<p>③ 安全衛生教育の推進</p>	<p>◇あらゆる機会を通じて安全衛生教育を実施し、安全衛生活動の活性化を図る ◇次の作業を行う者は、特別教育資格が必要 (1)フルハーネス使用者は、「フルハーネス型安全帯特別教育」 (2)足場上で作業をする者は、「足場の組立等特別教育」 ◇各種教育支援を実施し、安全に対する知識、技術の向上を図る ◇新規入場者教育では、作業状況、作業概要、危険箇所、独自のルールを新規入場者に理解出来るように教育する</p>	<p>◇あらゆる機会(安全大会、協議会、安全パトロール等)を通じて安全衛生教育を実施 ◇特別教育の実施は、事業主の責務 ◇安全衛生教育として各種特別教育の教育実施支援を推進 ①フルハーネス型安全帯 ②足場の組立等 ③石綿取扱い作業従事者 ④その他(丸のこ、研削砥石等) ◇新規入場時に災害が発生し易い ◇外国人入場者にも理解出来るように教育</p>